

住民課からのお知らせ

国保財政の健全化に向けて（19）

前回に引き続き、交通事故の医療費一時立替え＝第三者行為についてもう少し説明します。

こんな「事故」も第三者行為に

前回説明したとおり、第三者行為の主なもの自動車事故ですが、例えば…



歩いていたら自転車にぶつかられた



よその飼い犬に噛まれた



仕出し弁当で食中毒を起こした

他にも

- ・一方的に暴力を振るわれた
- ・アパートから物が落ちてきてケガをした など

このような場合で医療保険を使われた時も第三者行為に当たります。

自転車による事故や物を落とした時のけがなどは、自動車保険や火災保険に賠償のオプションがついていることがあり、そちらで費用負担できることもあるようです。

実際相手側に立替えた医療費を請求するかどうかは、過失の有無など様々な条件を検討した上で判断しますが、まずは届出をいただかないと、前回ご説明したように国保財政に悪影響が出かねません。

お手数をおかけしますが、「第三者行為かもしれない」と思った時は、国保や75歳以上の方は役場住民課へ、社会保険等の方はお勤め先の事業所までご連絡くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

！ 次の場合、国保は使えません

第三者行為に似ていても、そもそも法律で国保が適用できないケースが決められています。例えば、

- ・仕事上のけがや病気、労災保険の対象になるもの
- ・ケンカや泥酔などによるもの
- ・飲酒・無免許運転などによるもの

などが具体的な例です。

このような場合では、医療費の全額を自己負担していただくか、当事者の方同士で費用を負担していただくことになります。

また、犯罪行為に至ったようなケースでのけがなどは、医療保険とは別に「犯罪被害者救済制度」というものがあり、そちらで費用負担となる場合もあります。

福祉課からのお知らせ

①平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月に実施された消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、「平成28年度臨時福祉給付金」支給事業を実施します。

○支給対象者

基準日（平成28年1月1日）において串本町の住民基本台帳に登録されている方で、平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象となります。

- ※ ただし、次の方は対象となりません。
- ①平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族となっている方
- ②生活保護制度の被保護者となっている方等

○支給額

支給対象者1人につき3,000円

※ ①および②両方の支給対象者に該当する方は、両方の給付金を受給できます。

○申請書類の配布

8月末頃、支給対象者と思われる方がおられる世帯へ、税務課からの「町県民税に関するお知らせ」に給付金の申請書等を同封してお送りいたします。

○申請方法

原則として郵送による申請。

※ 申請方法等の詳細につきましては、申請書と一緒に送りするチラシ等をご覧ください。

○申請先

串本町役場 福祉課 臨時福祉給付金係

○申請期間

平成28年9月1日（木）～平成28年12月1日（木）

○提出書類

- ①申請書
- ②支給対象者全員分の本人確認書類の写し
(例：写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートの写し等)
- ③給付金の振込先に指定した口座情報が確認できる書類の写し
(例：通帳、キャッシュカードの写し)
- ※ 提出書類③につきましては、平成27年度臨時福祉給付金を受給した振込口座と同じ口座を指定する場合、添付は必要ありません。

○支給方法

原則として、申請書に記載した指定口座への振り込みにより支給されます。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 福祉課 臨時福祉給付金係 Tel 0735-62-0562

②年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない障害・遺族年金受給者の方を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」支給事業を実施します。

○支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給されている方が対象となります。

※ ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)【30,000円】を受給された方は対象となりません。

○支給額

支給対象者1人につき30,000円



カクニンジャ